今回のスクリーニング評価の進め方

1. 対象物質

(1) 選定の考え方

国内外で既に有害性情報が収集・評価されている一般化学物質として、以下の①~⑤の条件に該当する物質のうち、今年度製造・輸入数量等の届出があり、単一構造であることが判明、信頼性のある有害性情報が十分得られたなど年度内にスクリーニング評価が可能な物質を選定。

- ① OECD/HPV 既評価物質のうちスクリーニング未評価の物質*1
- ② IARC クラス1、2A、2Bのうちスクリーニング未評価の物質*1
- ③ 日本政府により実施された GHS 分類において発がんクラス 1A、 1B、 2 のうちスクリーニング未評価の物質 *1
- ④ 旧指定化学物質のうち生態影響のスクリーニング未評価の物質*1
- ⑤ 平成22年4月2日以降に公示された旧第二種監視化学物質、旧第三種 監視化学物質

※1 選定の対象とした情報源は以下

①OECD/HPV: 2009 年 10 月 23 日に公表された「THE 2007 OECD LIST OF HIGHPRODUCTION VOLUME CHEMICALS」(URL http://www.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote= ENV/JM/MONO(2009)40&doclanguage=en) のうち平成 23 年 9 月時点で STATUS が「SIAR Publication Available」(URL http://webnet.oecd.org/hpv/UI/SponsoredSubstances.aspx) となっている物質を選定。

②IARC: IARC ホームページにおいて 2011 年 4 月 12 日に更新されたデータ (Vol.1~101)。

URL http://monographs.iarc.fr/index.php

③GHS: 平成 21 年度までに GHS 関係各省庁の事業において分類が実施されたデータ。

URL http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html

①~③では、平成22年4月1日以前に公示された旧第二種監視化学物質(但し、気道感作性を根拠に化管法指定された物質(※2)を除く)、旧第三種監視化学物質を除き、④では旧指定化学物質かつ旧第三種監視化学物質を除いている。

※2 平成23年1月21日3省合同審議会 資料1別添「化管法の対象物質から指定された第二種監視化 学物質のスクリーニング評価における取扱いについて」参照。

(2) 評価の対象(評価に用いる有害性の項目)

評価の対象は、上記①~⑤の条件で選定された物質ごとに以下のとおり。

- ①:人健康影響(SIARに掲載されている項目のみ)及び生態影響
- ②:人健康影響(発がん性のみ)
- ③:人健康影響(発がん性のみ)
- 4): 生態影響
- ⑤:旧二監は人健康影響、旧三監は生態影響

(3) 暴露

今年度に届出のあった製造・輸入数量等に基づき評価を実施。製造・輸入数量等については現在集計作業中であり、確定値は平成24年3月末に公表予定であるため、今回のスクリーニング評価においては、平成23年11月中旬までに確認を終了した暫定値を使用し、この時点で製造輸入数量10トン超かつ人健康又は生態の暴露クラスが4以上の物質を評価の対象とした。ただし、暴露クラスが5かつ化管法に基づく平成22年度の排出量実績が10トン超の物質は評価の対象とした。

(4) 評価物質数

以上をまとめると今回のスクリーニング評価の対象物質数は以下のとおり。

【人健康影響の評価】

(1)で選定した物質数 154物質うち、製造輸入数量の確認あり 109物質うち、製造輸入数量10トン超 101物質

うち、暴露クラス4以上等 55物質 : 今回の評価対象

【生態影響の評価】

(1)で選定した物質数 568物質 うち、製造輸入数量の確認あり 275物質 うち、製造輸入数量10トン超 188物質

うち、暴露クラス4以上等 37物質:今回の評価対象

2. 有害性に関する情報

【人健康影響】

1. (1) ①、② 及び③については、OECD/HPV の評価レポート(SIDS Initial Assessment Report, SIAR)に掲載されているデータや IARC の分

類等の有害性情報を国が収集した上で、前回同様「化審法におけるスクリーニング評価手法について」に従って(以下、「前回同様」と言う。)有害性クラスを付与した。これら情報源については、「化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について」に基づき、基本的には信頼性が確保されているとみなした。なお、生殖発生毒性については、情報の収集・確認が未了であることから、有害性クラス付与を行っていない。【資料1-3参照】

⑤については、今回は評価対象となる物質は無かった。

【生態影響】

- 1. (1) ①については、SIAR に掲載されている項目及び公知の有害性情報を国が収集した上で、「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について」(参考4)に従って信頼性の確認を行った上で、前回同様有害性クラスを付与した。
- ④については、公知の有害性情報を国が収集した上で、「化審法における生態 影響に関する有害性データの信頼性評価等について」に従って信頼性の確認を 行った上で、前回同様有害性クラスを付与した。【資料1-4参照】
 - ⑤については、今回は評価対象となる物質は無かった。

3. 暴露に関する情報

化審法に基づき事業者より届出のあった製造・輸入・出荷数量(平成22年度実績)及び用途分類並びにスクリーニング評価用の用途分類別排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味した量により前回同様暴露クラスを付与した。

この際、環境中での分解性を考慮するため、分解性未判定物質については、 分解性に関する情報を収集した。【資料1-2参照】

また、専門家による個別判断に資するため、一部の物質については化管法に 基づき事業者より届出のあった平成21年度の排出量実績を示している。

4. 今回のスクリーニング評価に関する審議の進め方

今回のスクリーニング評価については、以下の順でご審議をいただくことと したい。

- ①新たに収集された分解性情報に関する審議
- ②専門家による詳細評価なしで優先度「高」と判定される物質の審議
- ③専門家による詳細評価により優先評価化学物質相当と判定される物質の審

5. 今後の予定

今回の審議結果を踏まえて、今年度内に優先評価化学物質を指定し、官報に告示する。これにより優先評価化学物質に指定された物質については、平成24年度に事業者から平成23年度実績が届出される。届け出られた情報を集計後、リスク評価(評価I)を実施する予定。

なお、今年度製造・輸入数量等の届出があった一般化学物質については、引き続き国が有害性情報等を収集し、信頼性等が確認できた情報に基づき、来年度夏頃に開催される審議会において優先評価化学物質の指定について審議する予定。